

## 第47回日本電気技術規格委員会 議事次第

・開催日時:平成19年9月6日(木) 13時30分～17時00分

・開催場所:(社)日本電気協会4階C・D会議室

住所:東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル

電話:03-3216-0553

・議 題:

1. 出席者の確認及び委員交代の報告 (報告案件)
2. 前回(第46回)日本電気技術規格委員会 議事要録案の確認 (審議案件)  
(資料 No.1)
3. 改正要望及び民間自主規格の改定案の審議
  - (1) 「発電用ガスタービン規格」のコメントについての再審議 (評価案件)  
(資料 No.2)
  - (2) 「JESC E0004(1999) 配電規程(低圧及び高圧)」の改定案の審議 (評価案件)  
(資料 No.3-1,3-2)
  - (3) 電気設備の技術基準の解釈第153条【電力保安通信用電話設備の施設】の改正要望案の審議 (評価案件)  
(資料 No.4-1,4-2)
  - (4) 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の改正要望及び「JESC E0019(2006) 系統連系規程」(常時電圧変動)の一部改定案の審議 (評価案件)  
(資料 No.5-1,5-2)
  - (5) 「JESC E0019(2006) 系統連系規程」(逆変換装置のゲートブロックを解列箇所として見なす要件の明確化)の一部改定案の審議 (評価案件)  
(資料 No.6-1,6-2)
  - (6) JSME 火力規格の活用要請に対する保安院からの回答についての審議 (審議案件)  
(資料 No.8)
  - (7) HPへの一般からのパブリックコメントの取り扱いについての審議 (審議案件)  
(資料 No.9)
4. その他 (報告案件)
  - (1) 前回審議した要請案件の国への提出について (資料 No.10)
  - (2) 平成18年,19年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告等 (資料 No.11)
  - (3) 日本電気技術規格委員会 HP への質問についての報告 (資料 No.12)

配付資料 (\*印は事前配付資料)

- 資料 No.1 \* 第46回 日本電気技術規格委員会 議事要録(案)
- 資料 No.2 「発電用ガスタービン規程」のコメントについての再審議について
- 資料 No.3-1 \* 「配電規程(低圧及び高圧)JEAC7001-1999(JESC E0004(1999))改訂要望(案)」の審議,承認のお願いについて
- 資料 No.3-2 “「JESC E0004(1999)配電規程」(低圧及び高圧)の改定案について” 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.4-1 \* 「電気設備の技術基準の解釈第153条の改正要望(案)」の審議,承認のお願いについて
- 資料 No.4-2 “電技解釈第153条【電力保安通信用電話設備の施設】の改正要望案について” 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.5-1 \* 「『電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン』の改正要望および『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(常時電圧変動)の一部改訂(案)」の審議,承認のお願いについて
- 資料 No.5-2 “「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の改正要望及び「JESCE0019(2006) 系統連系規程」(常時電圧変動)の一部改定案について” 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.6-1 \* 「『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(逆変換装置のゲートブロックを解列箇所として見なす要件の明確化)の一部改訂について(案)」の審議,承認のお願いについて
- 資料 No.6-2 “「JESC E0019(2006) 系統連系規程」(保護協調の具体的留意事項の追加説明)の一部改定案の一部改定案について” 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.7 \* 経済産業公報 (抜粋)
- 資料 No.8 JSME 発電用火力設備規格の活用要請への保安院からの回答について
- 資料 No.9 パブコメに対する一般からのコメントに対する対応について (差替版)
- 資料 No.10 JESC 規格「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の策定と電気設備の技術基準の解釈第151条への引用要請書の提出について(抜粋)
- 資料 No.11 平成18年度,19年度に国へ要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況
- 資料 No.12 前回日本電気技術規格委員会からの JESC の HP への質問について
- 資料 No.13 委員の交代について

以上